

広 告 掲 載 取 扱 要 領

北区総合庁舎への広告付き周辺案内地図について、次のとおり実施することとし、広告物を設置する事業者等を募集します。

広告媒体	施設の名称	北区総合庁舎
	施設の所在地	京都市北区紫野東御所田町 3 3 - 1
	施設の概要・設置目的	地域住民に行政サービスを提供するための庁舎
	休館日	土日祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）
	開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで
	区の人口	約 1 1 万 4 千人（令和 7 年 1 月 1 日現在）
広告の規格	広告設置位置	本庁舎の指定の位置（別紙 1 「位置図」参照）
	広告の大きさ	本体サイズ：縦 1, 200 mm × 横 1, 800 mm 程度 （個別の広告サイズについては、提案内容による。）
	設置台数	1 基（個別の広告枠数については、提案内容による。）
	その他の仕様	別紙 2 「仕様書」に記載の条件を満たすこと。
掲載条件	広告料金（税込み）	予定価格を年額 120, 000 円として、見積り合わせにより決定します。 なお、上記とは別に行政財産の目的外使用料と電気使用料を支払っていただきます。 また、契約期間中に消費税率が変更された場合は、変更後の消費税率を適用するものとします。
	広告掲載期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで 5 年間
	広告物の作成主体	広告物は、契約者において作成してください。
	広告物の設置主体	広告物の設置及び撤去作業については、契約者の負担で実施してください。
	広告物の設置方法	広告物については、壁面又は床面に固定して設置してください。 （工事期間中も含め、庁舎の管理運営に支障がないように、北区役所と調整のうえ進めてください。）
	広告物の設置期限	広告の掲載開始日の前日までに設置してください。 掲載開始日時については、別途、調整可能です。
掲載の基準	関係規程 （必ずお読みください）	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	医療機関（ただし、歯科を除く）の広告は掲載できません。

申込手続等	申込資格	広告物本体の設置から個別の広告表示まで一括して扱える広告代理店等とします。 広告掲載申込書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であつて、かつ、下記(1)から(4)に掲げる条件を満たす者。 (1) 申請日から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。 (2) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。 (3) 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。 (4) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、もしくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
	申込方法	・ 広告掲載申込書（第3号様式）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。また、広告掲載料の見積書（様式自由）を提出してください。 ・ 郵送する場合は、申込期間内に必着するよう送付してください。
	申込期間	令和7年2月3日（月）～令和7年2月18日（火） 書類の受付は、本市の休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）まで行います。
	広告設置者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえで、見積り合わせにより、原則として予定価格以上で最高額の提示を行った方を契約の相手方とします。

その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告設置者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」(https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)を参照してください。 ・ 広告設置者には、別途、市有財産目的外使用許可申請を行っていただきます。 ・ 広告内容については、事前に審査を行います。(内容により、修正等をお願いする場合があります。) ・ 申出により、掲載期間中の広告の差替えが可能です。(新しい広告物を御用意ください。) ・ 契約期間中に広告設置者の都合により、広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料の返還は行いません。 ・ 広告の内容等に関する責任は広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任及び負担において解決してください。 ・ 庁舎内の見学を希望される方は、下記問い合わせ先まで連絡してください。 ・ 広告設置者の決定後、本媒体への広告掲載者募集情報及び広告設置者の問い合わせ先等を、京都市広告事業ホームページ上で公開します。 ・ 広告掲載の完了(広告物の掲載を開始したとき)後、納入通知書を交付しますので、交付日から30日以内に広告料を一括で支払ってください。(分割不可) なお、支払いは年度ごととします。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	お申込み・お問い合わせ先	京都市北区役所地域力推進室 (総務・防災担当：森、岡本) 〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33-1 電話番号 075-432-1197 FAX番号 075-432-0388